

二〇一四年度例会一覧

四月例会（二〇一四年四月二十六日（土）、キャンパスプラザ京都）

報告・衣笠太郎（東京大学大学院）「一九四〇年代後半上シレジアにおける

強制移住——地域住民から見た「ドイツ人の追放」

報告・高橋秀寿（立命館大学）「W・ブランドの跪き——その神話化と歴史

的位相」

六月例会（二〇一四年六月二日（土）、キャンパスプラザ京都）

報告・佐藤成基（法政大学）「原子力とリスク認知——ドイツ脱原発の文化

社会的考」

報告・高岡智子（静岡大学）「東ドイツのポピュラー音楽——ロックと文化

政策の変遷」

二月例会（二〇一四年二月二日（日）、同志社大学光塩館）

報告・中野智世（成城大学）「慈善と正義の間で——ドイツ社会国家におけ

るカリタス」

ミニ・シンポジウム…「ドイツ左翼党の歴史的可能性」

報告者…星乃治彦（福岡大学）、木戸衛一（大阪大学）

コメント…小野 一（工学院大学）、廣瀬純（龍谷大学）

一月例会（二〇一五年一月二七日（土）、キャンパスプラザ京都）

ミニ・シンポジウム…「ナショナリズムとドイツ現代史研究」

報告・齋藤正樹（早稲田大学）「世紀転換期ドイツにおけるナショナリズム

と宗教——フェルキッシュ運動（Völkische Bewegung）を例として」

合評会…植村和秀著『ナショナリズム入門』（講談社現代新書、二〇一四年）

コメントーター…大澤真幸

三月例会（二〇一五年三月二八日（土）、キャンパスプラザ京都）

報告・大谷 実（同志社大学大学院）「一九世紀末から二〇世紀初頭のドイ

ツにおけるシンティ・ロマ概念の変遷」

報告・河合竜太（同志社大学大学院）「帝政期ドイツにおけるユダヤ人男性

と鍛えられた身体」

ドイツ現代史研究会規約

- 二〇〇四年二月一九日、臨時総会にて承認
- 二〇〇五年三月二七日、臨時総会にて改定承認
- 二〇〇七年七月一日、臨時総会にて改定承認
- 二〇〇八年二月二四日、臨時総会にて改定承認
- 二〇〇九年四月二六日、総会にて改定承認
- 二〇一二年四月一五日、総会にて改定承認

第1条 本会の名称は、「ドイツ現代史研究会」と称する。

第2条 本会は、歴史学の各分野および隣接諸科学との交流を通じて、ドイツ語圏およびその近隣・関連地域の近現代史研究の深化をめざす。

第3条 本会は、研究例会、研究誌『ゲシヒテ』発行、その他本会の目的に沿う活動を行なう。

第4条 本会の趣旨に賛同し、所定の会費を納めたものは、本会の会員となることできる。本会の会員は、一般会員、学生会員、通信会員からなる。

第5条 本会は、年度初めに総会を開き、年度の方針と課題を定め、決算および予算を審議する。

第6条 本会の運営は、事務局が行なう。事務局は、代表、事務局長、編集担当、通信担当、会計担当によって構成され、例会・総会開催および会計の任にあたる。

第7条 『ゲシヒテ』の編集は、編集委員会が行なう。編集委員会は五名からなり、総会で選出される。委員の任期は一年とする。

第8条 本会は会計監査を一名おく。会計監査は総会で選出され、任期を一年とする。

第9条 本会の本部は、事務局の通信担当の研究室におき、本会の口座管理責任者は、事務局の会計担当とする。

第10条 本会の規約改正は、総会に参加した会員の三分の二以上の賛成を必要とする。

会費に関する規定

- (1) 本会の会費は年額、一般会員四〇〇〇円、学生会員二〇〇〇円、通信会員二〇〇〇円とする。
- (2) 一般会員は、大学・大学院の専任教員、任期付教員、日本学術振興会特別研究員(PD)、COE研究員、定年退職した元教員、および事務局が承認した者とする。一般会員は、本会の活動に参加することで、『ゲシヒテ』の配布を受ける。
- (3) 学生会員は、大学・大学院の学籍を有する者、非常勤の教員・研究員、および事務局が承認した者とする。学生会員は、本会の活動に参加することで、『ゲシヒテ』の配布を受ける。
- (4) 通信会員は、事情により本会の活動に参加することができず、『ゲシヒテ』の配布を受け取る者とする。
- (5) 一年以上の長期にわたり在外研究ないし留学する会員は、当該年度の会費を免除される。
- (6) 事務局担当者の会費については、これを免除する。
- (7) 会費を三年滞納した者については、会員資格を停止する。

編集に関する規定

- (1) 本会は、編集委員会の編集にもとづき、『ゲシヒテ』を年一回定期発行する。
- (2) 本誌は、論文、研究ノート、書評、本会活動報告その他から構成され、ドイツ語圏およびその近隣・関連地域の近現代史研究の発表にあてる。
- (3) 本誌の掲載原稿は、投稿原稿と依頼原稿とからなる。
- (4) 投稿原稿は、投稿に関する規定にしたがうものとする。
- (5) 原稿の掲載は、編集委員会の決定による。掲載にあたって、編集委員会は原稿の修正をもとめる場合がある。

投稿に関する規定

- (1) 『アシヒテ』に発表する論文等は、いずれも未発表のものに限る。ただし、学会・研究会等で口頭で発表したものを除く。
 - (2) 投稿資格は、本会の一般会員または学生会員で、所定の会費を納めた者に限る。投稿を希望する者は、九月末日までに、本会事務局にその旨を連絡する。
 - (3) 投稿者は、審査用の原稿三部（紙に印字したもの）を、**十一月三日**までに、本会事務局に提出する。原稿は、所定の執筆要領にしたがって、必ずパーソナルコンピュータまたはワードプロセッサで作成する。提出にあたっては、原稿の種類、題名、氏名、所属、連絡先、メールアドレス、原稿の総字数を記した表題紙を添付する。
 - (5) 論文の掲載を認められた投稿者は、編集委員会の指示にしたがって、完成原稿一部と内容のデータを、指定した期日までに本会事務局に提出する。データについては、原則としてメールによって提出するものとする。画像のデータがある場合は、JPEG形式（.jpg）のデータを添付する。
 - (6) 編集委員会からの要請による場合を除き、一度提出された完成原稿の撤回、差し替え、書き直しはできない。また、掲載の可否にかかわらず、原稿の返却は行わない。
- ### 執筆要領
- (1) 『アシヒテ』に発表する論文の分量は、本文・注・図表等を合計して、全角で二万字以内とする。研究ノートの分量は、全角で一萬四〇〇〇字、書評と本会活動報告その他の分量は、全角で六〇〇〇字以内とする。
 - (2) 原稿のデータの形式は、原則としてマイクロソフト・ワード形式（.doc）、もしくはリッチテキスト形式（.htm）とする。
 - (3) 原稿の書式については、基本的な原則を以下の通りとする。
 - ① 原稿は横書きまたは縦書きとし、A4の用紙を使って、一頁あたり四二文字×

三六行で印字する。

- ② 章には全角数字で「1 見出し」と番号をつける。「はじめに」や「おわりに」にも必ず番号をつける。番号の後には全角スペースを入れる。
- ③ 本文では数字は原則として漢数字を用い、半角の算用数字は用いない。桁数の大きな数字については「一〇億五〇〇〇万」のように表記するが、図表等においてはその限りではない。
- ④ 注は、本文の該当箇所に半角数字＋上付き文字で「(1)」「(2)」と通し番号を付し、後注で半角数字で「(1)」「(2)」と番号を表記した後に注の内容を記す。（例）「……が明らかになった。」(1) この点については……を参照。」
- ⑤ 参考文献を注等で挙げる際は、著者名、題名、出版社（または出版地）、発行年の順に記述すること。和文書名は『』、和文論文名は「」、欧文書名は；；または；；で囲むこと。欧文書名はイタリック体にするか、下線を引くこと。和文文献の場合、項目間の区切りには全角の読点を用い、最後に句点をうつ。欧文文献の場合、項目間の区切りには半角コンマ＋半角スペースを用い、最後にピリオドをうつ。
- ⑥ 論文以外の場合には、本文の後に文献リストを置き、文中で「著者名 発行年・ページ数」という形式で文献を指示する方法を認める。その場合、著者名と発行年の間、およびコロンの後には、半角スペースを入れる。文献リストでは、和文・欧文文献を一括し、文献を著者名のアルファベット順に並べる。同じ著者の文献を複数挙げる場合、二点目以降は著者名のかわりに四字分のダッシュを用いる。和文・欧文文献ともに、項目間の区切りには半角コンマ＋半角スペースを用い、最後にピリオドをうつ。
- ⑦ 図表等は別紙に書き、挿入箇所および大きさを指定する。本文に埋め込んだ状態で投稿することも認める。図版を掲載する際に生じる著作権の問題は、投稿者の責任で処理すること。
- ⑧ 体裁の統一をはかるため、編集委員会の責任において原稿に修正を施す場合がある。